

大蔵海岸陥没事故調査小委員会

設 立 趣 旨

明石市大蔵海岸は、海岸保全機能のより一層の充実と合わせて、白砂青松を復元し、明石海峡大橋の人工美と海峡の自然美が調和する緑豊かな海浜レクリエーションの場の整備がなされてきた海岸である。

平成 13 年 12 月 30 日 12 時 51 分頃、大蔵海岸東突堤付近において人工砂浜の陥没事故が発生し、砂浜上部付近にいた 4 歳の女児が陥没した場所に吸い込まれ、意識不明の重体となった。

このため、本小委員会は、大蔵海岸で発生した人工海浜の陥没事故について、近畿地方整備局及び明石市より調査の依頼を受け、工学的な観点から事故の原因究明と今後の対策の提言を行うため、(社)土木学会海岸工学委員会内に設置するものである。

大蔵海岸陥没事故調査小委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「大蔵海岸陥没事故調査小委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、平成13年12月30日に兵庫県明石市大蔵海岸において発生した砂浜の陥没事故について、工学的な観点から事故の原因を解明するとともに、今後の対策方法を検討することを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

（委員長）

第4条 委員会の委員長は、酒井 哲郎 京都大学大学院工学研究科教授とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

（会議の運営）

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を処理する。

（設置期間）

第6条 委員会は第2条に規定する目的の達成を以って解散する。

（雑則）

第7条 委員会の審議に必要な資料の作成等、庶務は(財)国土技術研究センターが行う。

- 2 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則 この規約は、平成14年1月13日から施行する。

大蔵海岸陥没事故調査小委員会

委員名簿

委員長	さかい 酒井	てつお 哲郎	京都大学大学院工学研究科土木工学専攻教授
委員	いずみや 泉宮	たかし 尊司	新潟大学工学部建設学科教授
〃	うだ 宇多	たかあき 高明	国土交通省国土技術政策総合研究所研究総務官
〃	しまだ 島田	ひろあき 広昭	関西大学工学部土木工学科講師
〃	せきぐち 関口	ひでお 秀雄	京都大学防災研究所教授
〃	ぜん 善	こうき 功企	九州大学大学院工学研究院建設デザイン部門教授
〃	たかはし 高橋	しげお 重雄	独立行政法人港湾空港技術研究所海洋・水工部長
〃	つじもと 辻本	ごうぞう 剛三	神戸市立高等専門学校都市工学科教授
〃	でぐち 出口	いちろう 一郎	大阪大学大学院工学研究科土木工学専攻教授
〃	なごう 名合	ひろし 宏之	岡山大学環境理工学部環境デザイン工学科教授

(五十音順)